

## 公表

## 事業所における自己評価結果

事業所名	こども発達支援きのね（保育所等訪問支援）
------	----------------------

公表日 令和7年11月25日

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など	課題や改善すべき点
環境体制・整備・運営	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	2		個々に応じて必要だと思われる素材を用意し持っていくことで、子どもの安心に繋げられることがある。	訪問先施設によってはこちらの持ち込んだ支援ツールを使えない場合があるので、事前にしっかりと確認するようにする。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	2			
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	2			
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2			
	5	従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2			
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	1	1	現在は、定期的に訪問してもらう行政書士に評価してもらっている。	
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	1	1	自分自身が訪問支援の研修をあまり受講する機会を作れていない。	受講しやすいよう、社内研修の充実を図っていく。
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	2			
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	2		同法人の児童発達支援や放課後等デイサービスに通う子どもは、そこで過ごす様子を他職員を情報共有することで必要な支援法を考えている。	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	2		訪問支援時や会議で情報共有し、その内容を計画にも盛り込んでいる。	
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	2			
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	2		発達検査の結果を保護者から頂き、支援の参考にしている。	
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	2			
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	2			
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	2		その日ではないが、訪問時の子どもの姿に対して次回どのように関わりや支援をすべきか検討してから臨めるようにしている。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	1	1	必ずではないが必要に応じて打ち合わせをしていく。	その日にできないことはあるが、支援の報告書ができるあがった時点で気付いた点を共有している。
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	2		訪問先によって、支援の方法、関わり方を変え、一方的な支援にならないように配慮している。	
	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	2			

	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	2		1年に2回以上、対面での面談を実施している。	
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。	2		主に児童発達支援管理責任者と訪問支援員、法人代表が参加している。	サービス担当者会議は午後に行われることが多く、指導員と兼務の訪問支援員は参加が難しい。
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	2		全ての関係機関と連携を行うことが難しいが、子どもと密に関わっている機関とは連携できている。	主治医との直接連携は難しいが、受診時の助言や発達検査の内容は共有してもらうようにしている。
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	2		特に移行先での情報共有が必要と思われる場合は相談支援事業所とも連携し、担当者会議を開くなどして積極的に介入している。	
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	1	1		訪問支援の研修があるといい。
	24	(自立支援)協議会子こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。		2		
	25	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	2			
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	1	1	講座としてのペアレントトレーニングは未実施だが、保護者の不安や悩みがあれば、電話や面談で情報を共有し、対応力向上に向けて助言したり、共に考え、支援している	保護者向けの勉強会の案内が少ない。
	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	2			
保護者等への説明等	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	2		訪問支援を行う前に、必ず施設をお伺いし、説明の機会を設けてもらっている。	まだまだ保育所等訪問支援が浸透しておらず、理解を得るまでに時間がかかることがある。
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	2			
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	2			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	2		モニタリング時の面談以外にも必要に応じて面談を行っている、定期的に発達相談会を行っている。	
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	2		2か月に1回のベースで保護者交流会を開催している。	きょうだい同士で交流する機会をどのように作っていったらいいのか検討していく必要がある。
	33	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	2			
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。	2			
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2			
	36	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	2			
	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	2			
訪問先施設への	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	2			訪問先施設の業務の都合上、じっくりと話し合う時間をとることが難しい場合もある。
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	2		訪問支援報告書を見ていただき、時間が合う時は直接話をすることで共通理解を図っている。	詳しく報告書を書いているため、支援実施から少し日数が経ってしまうことがある。

説明等	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2			
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	2			合理的配慮がまだ浸透しておらず、助言の受け入れが難しい場合がある。
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	2			
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	2			
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	2			
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	2			
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	2			